⑴ 出身学校・年齢・学歴の要件

地方公共団体名	⑴-1 出身学校の要件						⑴-2 出身学校の分野要件 i 分野要件の有無			⑴・2 出身学校の分野要件 ii 出身学校の分野要件について				⑴・3 年齢、最終学歴の要件 i 年齢、最終学歴要件の有無			⑴・3 年齢、最終学歴の要件 ii 年齢、最終学歴要件について							
都道府県	①特になし	②域内に存立する学校の出身者（在学者）	対象学校	設置者	③その他	詳細	①すべての返還支援において設けている	②一部の返還支援において設けている	③全く設けていない	①福祉（保育士、介護士など）	②医療（医師、看護師、保健師、薬剤師など）	③その他	詳細	①すべての返還支援において設けている	②一部の返還支援において設けている	③全く設けていない	①年齢制限を設けている	下限	上限	②在学中	③卒業予定	④卒業済み	⑤その他	詳細
北海道【1】	○						○				○			○						○				
北海道【2】					○	・札幌医科大学が実施する入学者選抜のうち「特別枠」で入学した学生 ・新たに貸付けを実施する年度に入学した北海道大学及び旭川医科大学の医学部に在学する学生	○				○			○						○				
青森県	○								○					○			○	-	34				○	就業時に大学等を卒業又は修了していること
岩手県【1】					○	貸付枠が複数種類あり、特に制限を設けていないものや、岩手県内出身者・東北地方出身者の要件を設けているものがある。			○														○	貸付枠が複数種類あり、年齢制限を設けていないものと、申請時点の属する年度の末に高等学校を卒業予定又は申請時点の属する前年度の末に高等学校を卒業したものに限定している枠がある。
岩手県【2】	○						○					○	獣医師	○						○				
岩手県【3】	○						○					○	獣医師	○						○				
岩手県【4】		○	ア				○					○	獣医師	○						○				
岩手県【5】					○	県内に住所を有する方の子女であり、県内の高等学校又は専修学校（高等課程）に在学する者又は準ずる者			○							○							○	申請時点で第２学年に在学するもの又は準ずる者
岩手県【6】	○								○					○			○	-	34				○	新卒：申請時点の属する年度末、又は翌年度末に大学等を卒業予定であること。 既卒：大学等を卒業し、35歳未満であること。
岩手県【7】	○						○				○			○						○				
岩手県【8】		○	イ	私立（岩手医科大学）			○				○			○									○	将来、医師免許を取得し、岩手県内の公的医療機関等で勤務する意思を有する者
宮城県					○	健師助産師看護師法及び学校教育法に規定される対象養成施設へ修学し卒業した者であること。	○				○			○			○	15	-					申請時点で保健師助産師看護師法及び学校教育法に規定される対象養成施設へ修学する学生であること。(上記例は『看護学生修学資金貸付事業』において最年少申請可能ラインである准看護師養成課程への入学要件が中学校卒業程度であることを参照)
秋田県	○							○				○	未来創生分に該当する者については、理系の学科（理学・工学・農学・保健）を修めた大学又は大学院の卒業等の要件あり		○								○	未来創生分に該当する者については、理工系等の大学又は大学院の卒業等の要件あり
山形県【1】					○	県内高校等の出身者若しくは県内大学等の在校生及び卒業生			○						○		○	-	35	○		○		

⑵ 就業・居住等の要件

地方公共団体名	⑵・1 就業・居住等の要件 i 就業・居住等の要件について					⑵・1 就業・居住等の要件 ii 居住要件			⑵・1 就業・居住等の要件 iii 就業要件			⑵・2 就業先の業種要件 i 就業先の業種要件の有無			⑵・2 就業先の業種要件 ii 就業先の業種要件について				⑵・2 就業先の業種要件 iii 公務員	
都道府県	①域内に居住	②域内の企業に就業	③域内に居住、かつ、域内の企業に就業	④その他	詳細	①有	詳細	②無	①有	詳細	②無	①すべての返還支援において設けている	②一部の返還支援において設けている	③全く設けていない	①福祉（保育士、介護士など）	②医療（医師、看護師、保健師、薬剤師など）	③その他	詳細	①対象	②対象外
北海道【1】				○	【一般修学資金貸付制度】道内の以下の特定施設において看護業務に従事 保健師：人口５万人未満の市町村及び道立保健所、助産師：道内の病院その他の施設、看護師・准看護師：以下のいずれかを満たす施設 ① 医療法の規定に基づき許可を受けた病床が 400 床未満の病院（※札幌市・旭川市・函館市に所在する病院を除く）② 医療法に規定する診療所　③ 介護保険法に規定する訪問看護事業所または介護予防訪問看護事業所　④ 介護保険法に規定する介護老人保健施設　⑤ 介護保険法に規定する介護老人福祉施設　⑥ 介護保険法に規定する介護医療院 【特別修学資金貸付制度】以下の特定病院において看護業務に従事 北海道立江差病院、ＪＡ北海道厚生連倶知安厚生病院、深川市立病院、苫小牧市立病院、総合病院浦河赤十字病院、名寄市立総合病院、北海道社会事業協会富良野病院、北海道立羽幌病院、留萌市立病院、ＪＡ北海道厚生連網走厚生病院、広域紋別病院、ＪＡ北海道厚生連遠軽厚生病院、市立根室病院、町立中標津病院 【指定修学資金貸付制度】以下の指定特定病院において看護業務に従事 ＪＡ北海道厚生連網走厚生病院、広域紋別病院、ＪＡ北海道厚生連遠軽厚生病院			○	○	貸付期間の１．５倍の年数		○			○	○			○	
北海道【2】				○	大学卒業後１年以内に医師国家試験に合格し、北海道内での臨床研修期間を含めて卒後、医師として道内の医療機関に９年以上勤務し、かつ、当該勤務期間のうち５年以上知事が指定する道内の医師が不足する地域に所在する公的医療機関等に勤務すること。			○	○	９年以上		○				○			○	
青森県			○			○	6年間		○	6年間				○						○
岩手県【1】				○	岩手県医療局長が指定する医療機関に就業			○	○	令和３年度までの貸付者は貸付期間と同期間、令和４年度以降の貸付者は貸付期間の1.5倍に相当する期間。		○				○			○	
岩手県【2】		○		○	本県、県内の市町村又は県内に住所を有する農業協同組合若しくは全国農業協同組合連合会若しくは農業共済組合において、獣医師の業務に従事したもの			○	○	貸付期間の２分の３に相当する期間（一般修学資金の貸付金額が月額12,円を超える貸付期間がある場合にあっては、当該貸付期間の３分の５に相当する期間と一般修学資金の貸付金額が月額12,円以下である貸付期間の２分の３に相当する期間とを合算した期間。）		○					○	獣医師	○	
岩手県【3】				○	本県の家畜衛生部局（家畜保健衛生所、畜産課）に従事したもの			○	○	貸付期間の３分の５に相当する期間		○					○	本県の家畜衛生部局（家畜保健衛生所、畜産課）に従事したもの	○	
岩手県【4】				○	本県の家畜衛生部局（家畜保健衛生所、畜産課）に従事したもの			○	○	貸付期間の３分の５に相当する期間		○					○	本県の家畜衛生部局（家畜保健衛生所、畜産課）に従事したもの	○	
岩手県【5】		○						○	○	通算２年				○					○	
岩手県【6】				○	新卒：県が認定した企業に就業（正規雇用、勤務場所は県内に限る）し、かつ県内に居住見込であること。 既卒：認定申請時に県外で就職している者、又は県内に正規雇用で就業していない者で、募集年度中に県が認定した企業に就業（正規雇用、勤務場所は県内に限る）し、かつ県内に居住する見込であること			○	○	８年間継続して勤務する見込であること		○					○	県が認定した企業で県内に事業所を有する以下の企業 （１）ものづくり・IT関連企業 （２）建設関連企業 （３）地域未来投資促進法分野 （４）若者女性活躍関連企業 （５）働きやすい職場関連企業		○
岩手県【7】				○	本県が定める医療機関等（特定施設という）に就業すること			○	○	特定施設において、5年間（または9年間）継続して看護職員の業務に従事すること。		○				○			○	
岩手県【8】		○							○	６年から11年間		○				○			○	
宮城県				○	居住地域の指定はなく、県内の対象医療施設等に一定期間就業すること(対象となる職業分野の都合から自営業は含まれない)			○	○	養成施設を卒業後、遅滞なく医療施設等に就業し、業務に従事した期間と償還を猶予された期間を合算した期間が、規定された業務従事期間に当該猶予された期間を加えた期間に達したとき（当該従事した期間と当該猶予された期間が引き続いている場合に限る）。		○				○			○	
秋田県			○					○			○		○					未来創生分に該当する者については、成長５分野（航空機関連産業、自動車関連産業、医療福祉機器関連産業、情報関連産業、新エネルギー関連産業）に属する業種		○
山形県【1】			○			○	5年以上		○	5年以上			○				○	医師、看護師、保育士、介護福祉士、病院薬剤師を除く業種		○

山形県【2】	○							○			○				○								○	大学、大学院を卒業又は修了し、薬剤師免許を取得（見込み）				○	県内の病院に薬剤師として就業			○	○	貸与期間の１．５倍以上の期間			○			○			○	
福島県					○	・大学（短期大学を除く）、大学院の修士課程、大学院の博士課程、高等専門学校専攻科いずれかの出身を要件としている。			○					○			○	-	35	○		○		【補足】学生枠の募集においては年齢要件を設けていないが、既卒者枠の募集においては申請年度末時点で35歳未満であり、かつ大学等の卒業者である必要がある。			○			○	・学生枠の場合→５年間 ・既卒者枠の場合→３年間		○	・学生枠の場合→５年間 ・既卒者枠の場合→３年間		○						a.製造業　b.情報通信業　c.電気・ガス・熱供給・水道業　d.卸売業、小売業　e.宿泊業、飲食サービス業　f.サービス業		○
栃木県					○	大学、大学院（修士課程）、短期大学、高等専門学校、専門学校			○					○						○								○	域内に居住、かつ、域内の地方公共団体が定める業種に就業	○	8年間		○	8年間		○						製造業、卸売業・小売業、情報通信業、宿泊業		○
群馬県	○								○					○			○	-	29									○	県内に本社を有する中小企業等（補助対象企業）に採用されてから３年以内かつ3歳未満であり、雇用期間の定めがなく、補助対象企業において正社員として勤務していること。			○	○	県内に本社を有する中小企業等（補助対象企業）に採用されてから３年以内かつ3歳未満であり、雇用期間の定めがなく、補助対象企業において正社員として勤務していること。				○						○
埼玉県	○								○							○										○						○	○	申請年度の4月1日時点で、当該企業において正社員となってから6年以内であること（中途採用含む）				○						○
東京都	○								○					○							○	○				○						○	○	就職後、１年以上継続して勤務（助成は最大３年間）		○					○	建設、ＩＴ、ものづくり分野（技術者）		○
新潟県		○	ア						○					○			○	-	29									○	・大学等を卒業後、県外において通算１年以上の就業期間を有すること ・県内に転入した日から起算して６か月以内に、県内本社企業・団体、又は県外本社企業・団体の県内支店等に就業していること（起業、農林水産業に従事する場合も含む） ・県外から転入し、県内で住民登録をしていること			○	○	県内において雇用されている場合、雇用期間が１年以上（１年以上の雇用見込み及び期間の定めがない場合を含む）の労働契約を締結していること				○						○
富山県					○	県外の大学等を卒業又は修了予定	○					○	理工系学部、理工系大学院又は６年制薬学部	○									○	認定申請者が申請時点の属する年度の翌年度末に大学等を卒業予定であること				○	・対象企業に本制度を利用するものとして就業すること ・勤務地が県内であること			○	○	1年				○						○
石川県	○						○					○	・理学 ・工学 ・情報工学関係 ・医学 ・薬学 ・看護学 ・建設関係 ・農林水産学・生産、環境、食品、化学 など ※文理融合の学部等は、理系の学部等として対象に含む。	○					○						○						○	○	大学等を卒業後、正社員として３年以上継続して就業していること。				○						○
福井県					○	県外大学等に在籍していること。既卒者の場合は、県外大学等を卒業し、県外に居住していること。			○					○									○	申請時点の属する年度の末または翌年度末に県外大学等を卒業予定であること。申請時点において県外大学等の卒業者であること				○	県内に居住、かつ、指定の業種の県内企業（事業所）等に、専門職や技術職、技術営業職などの職種で就業			○			○	○			○	○	○	製造業、建設業、情報通信業、農林水産業、医療・福祉等の業種		○
山梨県	○						○					○	理学、工学	○						○			○	大学、大学院、高等技術専門校を卒業後3年以内であること			○			○	８年以上		○	８年以上		○					○	機械電子産業（プラスチック製品製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電子機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業）		○
長野県	○								○							○										○						○	○	採用の日から起算して５年を経過していないこと（雇用期間の定めのある従業員であった者が、雇用期間の定めのない従業員として登用された場合は、その登用の日から起算して５年を経過していないこと）				○						○
岐阜県		○	イ	公立、私立	○	三親等内の親族（原則として連帯保証人）が県内に居住していること。			○					○						○							○			○	大学等を卒業した日の属する月の翌月から起算して１２ヶ月以内に県内居住し、引き続き５年間居住していること。		○	大学等を卒業した日の属する月の翌月から起算して１２ヶ月以内に県内で就業し、引き続き５年間就業していること。				○					○	
静岡県【1】					○	原則として、医学部・大学院の１年生	○				○			○									○	原則として、医学部・大学院の１年生				○	貸与を受けた期間の1.5倍の期間、県が指定する県内の公的医療機関等で勤務した場合に返済が免除される。			○	○	貸与を受けた期間の1.5倍の期間、県が指定する県内の公的医療機関等で勤務した場合に返済が免除される。		○				○			○	
静岡県【2】					○	・看護師を養成する大学（短期大学を含む）・助産師を養成する大学（短期大学を含む）・保健師、助産師、看護師又は准看護師を養成する養成所（専門学校）・看護師を養成する高等学校（５年一貫課程）	○				○					○										○						○	○	養成施設を卒業した後、県が定める施設において引き続き５年間。（「過疎地域等」において看護業務に従事した場合にあっては、当該修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間。）		○				○			○	
愛知県【1】					○	愛知県立総合看護専門学校、県立愛知看護専門学校	○				○					○										○						○	○			○				○			○	
愛知県【2】					○	愛知県内の大学の医学部に地域枠で合格した医学生であること。	○				○			○						○								○	1、大学卒業後、2年以内に医師免許を取得すること。 2、医師免許取得後、直ちに県内において初期臨床研修を開始すること。 3、初期臨床研修終了後、引き続き知事が指定する指定医療機関で、医師として、貸与期間の1．5倍（9年間）の期間、従事すること。（初期臨床研修2年間は従事期間に含む。）			○	○	修学資金の貸与を受けた期間（６年間）の１．５倍となる９年間。		○				○				○
愛知県【3】					○	介護福祉士養成施設	○			○						○												○	県内の社会福祉施設等				○	介護福祉士等養成施設卒業後１年以内に介護福祉士又は社会福祉士として登録を行うとともに、県内の社会福祉施設等において相談援助または介護業務のどちらかに従事し、引き続き５年間以上同業務に従事する等。		○			○				○	
愛知県【4】					○	都道府県知事の指定する保育士を養成する学校	○			○						○										○						○	○	５年間		○			○				○	

三重県					〇	大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）			〇					〇			〇	-	35	〇	〇	〇	〇	【学生】 年齢要件：申請年度末時点で35歳以下 学歴要件：大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校の専門課程 【既卒者】 年齢要件：申請年度末時点で35歳以下 その他：大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校の専門課程を卒業後３年以内				〇	①指定地域枠 過疎地域など県が規則で定める地域への定住かつ就業（本社・勤務地は問わない） ②業種指定枠 県が振興等を図ることとしている産業分野で規則で定める産業のうち県内に本社がある企業等で就業かつ県内への定住	〇	4年間居住後に助成金額の1/3を交付し、8年間居住後に残額を交付		〇	4年間就業後に助成金額の1/3を交付し、8年間就業後に残額を交付			〇		〇	〇	〇	①指定地域枠（県が指定する地域に居住すれば、業種の要件はない（公務員を除く）） 全業種（公務員を除く） ②業種指定枠 農業、林業、漁業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業・保険業（一部対象外あり）、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業（一部対象外あり）、教育・学習支援業（一部対象外あり）、医療・福祉、複合サービス業、他に分類されないサービス業（一部対象外あり）		〇
滋賀県【1】					〇	指定保育士養成施設を卒業した者	〇									〇										〇						〇	〇	1年間		〇			〇				〇	
滋賀県【2】	〇						〇				〇					〇										〇						〇	〇	看護師等養成施設卒業後、県内の規則に定める医療機関等の施設にて５年間就業		〇				〇			〇	
滋賀県【3】		〇					〇				〇					〇										〇						〇	〇	看護師等養成所卒業後、県内の医療機関等において授業料資金の貸与を受けた期間に相当する期間業務従事すること		〇				〇			〇	
京都府【1】	〇								〇							〇										〇						〇			〇			〇						〇
京都府【2】		〇	イ				〇				〇					〇												〇	京都府北部地域の医療機関等で就業			〇	〇	看護学校卒業後、引続き５年間就業が必要		〇				〇			〇	
京都府【3】					〇	看護師等養成施設	〇				〇			〇								〇						〇	京都府北部地域または２床未満の医療機関等で就業			〇	〇	看護学校卒業後、引続き５年間就業が必要		〇			〇				〇	
京都府【4】	〇								〇					〇						〇	〇	〇	〇	大学生をはじめ、大学院生・専攻医・臨床研修医等を対象としている。		〇						〇	〇	奨学金の貸与相当期間×1.5倍の期間		〇				〇				〇
京都府【5】		〇	ア				〇			〇				〇						〇						〇						〇	〇	府内の保育所等において５年間従事した場合は返還免除		〇			〇				〇	
京都府【6】					〇	大学、大学院			〇					〇									〇	令和６年度に府北部地域の公立小学校又は特別支援学校の教員（教諭）として就業する大学（院）生				〇	京都府公立学校教員採用選考試験において、小学校又は特別支援学校の北部採用枠で合格し、府北部地域の公立小学校又は特別支援学校の教諭として就業			〇	〇	1年程度を北部地域に勤務する		〇					〇	教諭	〇	
兵庫県【1】	〇								〇							〇	〇	-	3							〇						〇	〇	申請時点で当該企業に就職後5年以内				〇						〇
兵庫県【2】	〇								〇							〇	〇	-	29							〇						〇	〇	採用後5年以内であること			〇		〇					〇
奈良県【1】					〇	県内の高等学校、特別支援学校（高等課程に限る。 又は専修学校（高等課程に限る。）から大学（短期大学を除く。）に進学する者又は県内に在住し高等学校、特別支援学校（高等課程に限る。）又は専修学校（高等課程に限る。）から大学（短期大学を除く。）に進学する者			〇					〇									〇	県内の高等学校、特別支援学校 （高等課程に限る。 又は専修学校（高等課程に限る。）から大学（短期大学を除く。）に進学する者又は県内に在住し高等学校、特別支援学校（高等課程に限る。）又は専修学校（高等課程に限る。）から大学（短期大学を除く。）に進学する者			〇			〇			〇			〇					〇	文化財修復、伝統工芸、県の文化芸術産業の振興に資する職種		〇
奈良県【2】					〇		〇					〇		〇									〇			〇						〇	〇			〇					〇			〇
和歌山県	〇						〇					〇	・大学（学部）の大分類が理学、工学、農学又は保健の学科 ・大学院（研究科）の大分類が理学、工学、農学又は保健の専攻 ・高等専門学校の大分類が工業の学科	〇						〇			〇	申請時点の属する翌年度の末に大学等を卒業予定であること		〇						〇	〇	３年間		〇					〇	農業、林業、漁業、建設業、製造業、情報通信業、卸売・小売業（ドラッグストア、医薬品小売業（調剤薬局を除く）、調剤薬局に限る。）、学術研究,専門・技術サービス業（自然科学研究所に限る。）		〇
鳥取県					〇	大学、短期大学（専攻科を含む）、大学院の修士課程、高等専門学校（ただし４年生以上で専攻科を含む）、専門学校（専修学校専門課程）、職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校			〇					〇			〇	-	34	〇			〇	〇大学院、大学、短大、高専（４年生以上）、専門学校の方 〇既卒者（３５歳未満）			〇			〇	８年間（３年以内の県外転勤期間含む）		〇	原則、８年間の就業継続義務		〇			〇	〇	〇	製造業、情報通信業、建設業、建設コンサルタント業、旅館・ホテル業、幼稚園教諭の職域、農林水産業、理容師・美容師、歯科技工士		〇
島根県	〇								〇					〇							〇	〇						〇	・県内の中山間地域・離島の事業所へ就職する者 ・居住要件なし			〇			〇			〇						
岡山県					〇	岡山県外に在住又は通勤、通学している者。ただし、県外に在住していた者であっても、県内の企業又は大学等に通勤、通学していた者を除く。			〇					〇			〇	-	34									〇	域内の企業（事業所）等で、本地方公共団体が定める企業（事業所）（中小企業含む）に就業			〇			〇			〇						〇
広島県	〇								〇							〇										〇						〇	〇	採用３年目まで			〇				〇	学校法人、宗教法人は保育所・幼稚園・認定こども園等に限る		〇
山口県【1】	〇						〇					〇	・理系大学院の修士課程のうち、工学研究科、理学研究科、農学研究科若しくは薬学研究科（これらに相当する研究科を含む） ・薬学部（薬学共用試験に合格）	〇						〇								〇	県内製造業又は県内情報サービス業を有する企業に就業			〇	〇	大学院修了等の後、県内製造業又は県内情報サービス業を有する企業で就業を始めてから12年間のうち、県内製造業又は県内情報サービス業で就業した期間（最大6年間）を対象とする。		〇					〇	製造業、情報サービス業		〇
山口県【2】	〇						〇				〇					〇	〇	-	4								〇				5年間		〇	5年間		〇				〇			〇	
山口県【3】					〇	6年制薬学部の課程を修める者であること	〇				〇			〇						〇	〇		〇	申請時点の属する年度の翌年度の末に大学を卒業予定であること		〇							〇	５年間		〇				〇				〇
山口県【4】	〇								〇					〇								〇					〇			〇	5年間		〇	5年間				〇						〇

徳島県					○	（県内公募枠のみの要件）徳島県内の高等学校・特別支援学校・専修学校高等課程・徳島県立農業大学校に在籍			○					○									○	【県内公募枠】 ・ 徳島県内の高等学校、特別支援学校、専修学校（高等課程）又は徳島県立農業大学校に在籍し、申請翌年度に大学（短大除く）に進学（編入）する方 ・大学（短大除く）に入学（編入）後、日本学生支援機構無利子奨学金の貸与を希望する方 ※ 日本学生支援機構「貸与型」奨学金や「給付型」奨学金の予約採用者に決定している方も応募可能 ※ 日本学生支援機構が定める無利子奨学金学力基準及び家計基準を満たしていることが必要 【全国公募枠】 ・ 日本学生支援機構奨学金等（徳島県が認めるもの。）の貸与を「受けている方」又は「受けていた方（既卒者にあっては返還残額がある方（滞納がある場合を除く））」 ・ 大学、短大、大学院、高等専門学校、専修学校専門課程（大学等）を申請年度又は申請翌年度に卒業し、卒業翌年度の９月３日までに就業する方 ・既卒者にあっては、募集開始時点で県外に在住し、徳島県に移住することを希望する3歳（申請翌年度の４月１日時点）までの方			○			○	３６ヶ月以上		○	３６ヶ月以上				○						○
香川県【1】					○	理工系学部(理学部、工学部、農学部、薬学部等の学部、学科) 観光や情報通信産業に直接関連する大学等の学部、学科。		○				○	理工系学部(理学部、工学部、農学部、薬学部等の学部、学科) 観光や情報通信産業に直接関連する大学等の学部、学科。			○												○	大学等を卒業後６カ月以内に、県内で居住及び県内の特定分野の業種へ就業。	○	県内出身者は３年間、県外出身者は５年間		○	県内出身者は３年間、県外出身者は５年間			○				○	「第２期かがわ創生総合戦略」のうち、特定の７分野（健康関連分野、観光関連分野、情報通信関連分野など）		○
香川県【2】	○								○							○											○			○	県内で居住してから引き続き３年間経過していること		○	県内で就業してから引き続き３年間経過していること				○					○	
愛媛県【1】	○								○					○									○	認定申請者が募集開始年度の翌年度３月に大学を卒業予定である又は大学院を修了予定であること。				○	本地方公共団体が定める企業（事業所）等（自営業含まない）に就業			○	○	１年間継続して就業していること。		○					○	・ものづくり産業分野（製造業、建設業（土木建築サービス業含む）、卸売業・小売業） ・ＩＴ関連分野（製造業、情報通信業） ・観光分野（宿泊業・飲食サービス業、旅行業）		○
愛媛県【2】	○								○					○									○	大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校に在籍する卒業前年次若しくは卒業年次の者又は既卒者であって登録企業への就職を希望する者（応募時点において、登録企業に雇用されている者を除く。）				○	本地方公共団体が定める企業（事業所）等に就業			○	○	1月から翌年9月までの1年間の就業実績を有すること				○						○
福岡県【1】					○	県内の看護師等養成施設（高等学校・大学・大学院は対象としない）	○				○					○										○						○	○	５年間		○				○				○
福岡県【2】		○					○				○			○									○	大学卒業後２年以内に医師国家試験に合格した後、速やかに医師免許を取得し、奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍の期間（通常は９年間で、２年間の初期臨床研修期間を含む）、県内の病院及び診療所の外科、小児科、産婦人科、救急科、麻酔科及び総合診療のいずれかで勤務した場合は、奨学金の返還が免除される。		○						○	○	奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍の期間（通常９年間）		○				○			○	
福岡県【3】					○	保育士養成施設	○			○				○									○	養成施設を卒業した日から１年以内に保育士登録を行っていること。		○						○	○	５年間引き続き従事		○			○				○	
福岡県【4】					○	介護福祉士養成施設、社会福祉士養成施設	○			○				○						○						○						○	○	５年		○			○					○
佐賀県【1】	○						○				○									○			○	奨学金貸与の対象となる者は、次に掲げるいずれかの薬学生等であること。 ①次に掲げるア又はイのいずれかの薬学生等であって、薬剤師国家試験受験資格が得られる者 ア　学校教育法(昭和２２年法律第２６号)に規定する大学で６年制薬学課程に修学する薬学生で５年生又は６年生 イ　平成１８年度（２００６年度）から平成２９年度（２０１７年度）までの間に学校教育法に基づく大学に入学し、４年制薬学課程を修めて卒業し、かつ、学校教育法に基づく大学院において薬学の修士若しくは博士の課程を修学する者（以下「大学院生」という。）又は修士の課程を卒業した者であって、薬剤師国家試験受験資格が得られる年度の直近１年又は２年の期間の者 ②　薬剤師免許を取得している大学院生で卒業（第７－５－(1)－④の自主退学を含む。）年度の直近１年若しくは２年の期間の者		○						○	○	奨学金貸与期間の1.5倍の期間、域内の指定薬局に就業することで奨学金の返還を免除		○				○				○
佐賀県【2】		○					○			○						○										○						○	○	佐賀県内の保育所等において５年間		○			○					○
佐賀県【3】					○	介護福祉士等養成施設	○			○						○												○	佐賀県内の介護福祉士等養成施設に在学する方、佐賀県出身もしくは佐賀県在住者で、県外の養成施設等に在学する方、佐賀県内に住民登録している方、佐賀県内に所在する事業所又は施設に介護職員として就労した方、佐賀県内の福祉系高校に在学する方等。			○	○	借受人が、養成施設等を卒業した日から１年以内に、介護福祉士等登録簿に登録し、佐賀県内において社会福祉士または介護福祉士として特定業務に従事し、５年間引き続き当該業務に従事する等。		○			○					○
長崎県	○								○					○									○	・募集開始時点で次年度4月より大学等へ進学する予定の高校3年生 ・大学等に在籍し、募集開始時点で次年度3月以降卒業予定の者				○	域内に居住、かつ、本地方公共団体が定める業種の企業に就業	○	3年及び6年（3年経過時点で支援額の半額、6年経過後に残りの半額を支援）		○	3年及び6年（3年経過時点で支援額の半額、6年経過後に残りの半額を支援）		○					○	製造業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、保険業・金融業、BPO企業等、建設業、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、観光関連産業		○
熊本県					○	院卒、大卒　※既卒者(卒後3年以内)や社会人経験者(県外)も対象。最終学歴について、大卒と同等と認められる課程(例：高専の専攻科、専修学校の高度専門士)であれば、「４年制大学」卒業として登録可。			○					○			○	-	35								○			○	県内企業等へ就職し、1年以上県内へ居住する意思があること（県外支店勤務に伴う転居等を除く）		○	概ね1年以上継続して就業すること				○						○
大分県【1】	○						○				○					○												○	県内の２００床未満の病院等対象施設で業務に従事			○	○	5年間		○				○			○	
大分県【2】		○					○				○					○					○							○	県の指定する県内のへき地医療拠点病院又はへき地診療所において医師の業務に従事しようとする者			○	○	医師免許を受けた後、指定医療機関において従事した期間が、医師修学資金の貸与を受けた期間の２分の３に相当する期間に達したとき。		○				○				○

大分県 【3】	○						○			○						○										○						○	○	介護福祉士養成施設等を卒業後、１年以内に介護福祉士等の登録を行い、大分県内において特定業務に５年間（過疎地域、中高年離職者の場合は３年間）継続して当該業務に従事したとき		○			○					○
大分県 【4】					○	保育士養成施設（専修学校一般課程及び各種学校は除く）	○			○						○										○						○	○	５年間（過疎地域勤務者、中高年離職者の場合は３年間）		○			○				○	
大分県 【5】	○						○					○	獣医師	○						○						○						○	○	・大分県職員獣医師として、獣医系学生を対象とする修学資金の給付を受けた期間に以下に掲げる当該各号に定める係数を掛けた期間（最大１０年間）において、診療業務等に従事。 ア　修学資金の給付月額が１０万円以下の給付期間は、係数を２分の３。 イ　修学資金の給付月額が１２万円を超える給付期間は、係数を３分の５。		○					○	獣医師免許取得後、県職員獣医師として大分県に勤務すること	○	
大分県 【6】	○						○					○		○						○						○						○	○	獣医系学生を対象とする修学資金の給付を受けた期間に以下に掲げる係数を掛けた期間（最大１０年間）において、診療業務等に従事すること。 ア　修学資金の給付月額が５万円以下の給付期間は、係数を４分の５とする。 イ　修学資金の給付月額が１２万円以下の給付期間は、係数を２分の３とする。 ウ　修学資金の給付月額が１２万円を超える給付期間は、係数を３分の５とする。		○					○	獣医師免許取得後、次に掲げる県内の団体等の診療機関に勤務するか、又は自ら診療所を開設する等によって、産業動物診療体制を整備する必要があると認められる地域における産業動物の疾病予防、治療又は家畜衛生に関する指導の業務（以下、診療業務等」という。）に従事しようとする者であること。 ア　県及び市町村 イ　農業協同組合又は農業協同組合連合会 ウ　農業共済組合 エ　開業（産業動物を対象とした診療に限る） オ　その他、知事が認める産業動物の疾病の予防、	○	
宮崎県	○								○					○									○	大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校、高等学校の在学者又は既卒者				○	宮崎県が定める域内の企業（事業所）等（自営業含む）に就業			○	○	5年間				○						○
鹿児島県		○	ア						○					○			○	-	35	○	○	○	○	認定申請者が貸与奨学金の返還期間中であること。			○					○			○			○						○
沖縄県	○								○					○			○	-	35							○						○	○	補助対象企業に採用されてから５年以内であること。				○						○